四	操業区域の1、2、4、6及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一	
五	操業区域の1、2及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	二	㈠
				四〇トン以上五〇トン未満	一	㈡
六	操業区域の1及び3	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
七	操業区域の1、3及び7	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
八	操業区域の1及び4	一そうまき		四〇トン以上五〇トン未満	一	
九	操業区域の1及び4から6まで	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	二	
十	操業区域の1、4から6まで及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	四	
十一	操業区域の1、4、6及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	二	
十二	操業区域の1、6及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一	㈠
				四〇トン以上五〇トン未満	一	㈡
十三	操業区域の1及び7	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十四	操業区域の1、7及び8	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十五	操業区域の1及び8	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	㈠
			四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	四	㈡
				四〇トン以上五〇トン未満	二	㈢
十六	操業区域の1及び9	一そうまき	二〇〇トン以上五〇〇トン未満	二〇〇トン以上三五一トン未満	八	㈠
			二〇〇トン以上一、〇〇〇トン未満	二〇〇トン以上七六一トン未満	四	㈡
十七	操業区域の3	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十八	操業区域の3及び6から8まで	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十九	操業区域の3及び7	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
二十	操業区域の3及び8	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
二十一	操業区域の4から6まで及び8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一	
二十二	操業区域の6から8まで	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
二十三	操業区域の7	一そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
二十四	操業区域の8	一そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	三	
二十五	操業区域の9	一そうまき	二〇〇トン以上五〇〇トン未満	二〇〇トン以上三五一トン未満	八	㈠
			二〇〇トン以上一、〇〇〇トン未満	二〇〇トン以上七六一トン未満	一三	㈡
二十六	操業区域の9及び10	一そうまき	二〇〇トン以上一、〇〇〇トン未満	二〇〇トン以上七六一トン未満	二	
二十七	操業区域の10	一そうまき	二〇〇トン以上一、〇〇〇トン未満	二〇〇トン以上七六一トン未満	八	

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。